

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第482号）

### 〔制服販売業者選定評価文書部分公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和8年2月4日）

#### 第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った部分公開決定で非公開とした情報のうち、別紙に記載した情報については公開すべきである。

大阪府教育委員会が行ったその余の判断は、妥当である。

#### 第二 審査請求に至る経過

- 1 令和4年7月1日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

（1）第〇〇号（令和〇年〇月〇日）制服販売会社の選定結果について（通知）（以下、「通知〇〇号」という。）に関して、選定に応募のあった販売業者の各選定項目毎の採点結果及び最終結果が記載された文書類。

（2）略

（3）通知〇〇号に関して、その選考に応募した販売業者へ選考結果を通知した文書類。

- 2 令和4年7月15日付けで、実施機関は、本件請求（1）のうち評価点について及び（3）のうち担当者宛通知文書に対応する行政文書を下記（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、下記（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）をし、下記（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

なお、本件請求（1）のうち評価順位について、（2）及び（3）のうち企業宛通知については、条例第13条第1項の規定により決定を行い、審査請求人に通知した。

- （1）本件行政文書

- ・制服販売業者選定の評価点集計表
- ・制服販売会社の選定結果について（通知）

- （2）公開しないことと決定した部分

公開することと決定した文書中に記載されている法人情報及び個人情報に関する部分

- （3）公開しない理由

条例第8条第1号第1項に該当する。

行政文書の非公開部分は、公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

条例第9条第1号に該当する。

行政文書の非公開部分には、公開することにより、個人が特定される恐れがある情報

であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

- 3 令和4年9月20日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第三 審査請求の趣旨及び理由

#### 1 審査請求の趣旨

制服販売業者選定の評価点集計表のうち、各審査員A～Dの評価内容及び評価点を非公開とした部分に係る決定を取り消す、との決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

この決定では、条例第9条第1号を適用して、「公開することにより個人が特定される恐れがある情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当である」として非公開としているが、この集計表には各審査員の個人名は一切記載せず審査員A～Dと匿名にされているため、公開することによって個人が特定されるとは認められない。本件へのこの条項の適用は、府民の行政に対する不信感を増進させる行為であり、知られたくないと望むのは隠蔽しなければならない他の不都合な理由があるのではないかと疑心暗鬼にならざるを得ず、府民の知る権利を不当に害するものである。よってこの条項の適用は違法不当である。

また仮に、条例第8条第1項第1号を適用するとしても、評価項目の内容に関する事項は、〇〇高等学校（以下「当該校」という。）の制服等の注文でなくても、今回応募した各業者が取り扱う当該校以外の制服等を注文・採寸する際や各業者のウェブサイト等で不特定多数の府民が一般的に知りうるができる事項でもあり、公開することによって「当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害する」とは認められず、この条項の適用にも無理があり違法不当である。

特に本請求に係る件（当該校での制服販売業者選定）においては、府民（生徒・保護者）の利益に直結する重要な案件にもかかわらず、コンペやプロポーザル等では必須となる全体計画等を示す書類もなく、また応募に関する説明書類においては、今回決定した業者を事前に示唆するような文言が記載されていたことや、公募前から決定業者のみが当該校の担当教諭を訪問していたことが別の開示請求によって判明しており、業界内でも当初から選定業者が決まっていることが噂されていたことから、決定した業者と当該校との間で、府民の信頼を失墜させるような不適切または不法な行為等があったのではないかと、との疑念や不信感を抱かざるを得ない。

真に公平かつ公正な職務が執行されているのであれば、不正がないことの証拠として正々堂々と公開すべきであり、部分公開とした決定の取り消しを強く求める。

#### 3 反論書における主張

##### (1) 反論の内容

ア 処分庁は、審査請求人が提起した「制服販売業者選定の評価点集計表の部分公開決定」（令和4年7月15日付け第〇〇号）の処分を不服とする審査請求に対して、公開しない理由を条例第8条第1項第1号に該当すると弁明したが、審査請求人が審査請求前に処分庁の担当課である〇〇課〇〇グループに対して、条例のどの条項を適用したのか確認したところ、条例第9条第1号に該当するとの回答であったので、そのように記載したまでである。

また、処分庁は条例第8条第1項第1号の「競争上の地位を害すると認められるもの」に該当するため部分公開したことが適法かつ妥当と弁明しているが、製造業者の製造方法など特許や実用新案が絡む事項であれば、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、一般的にも開示しないことが適当であることが認められるものの、今回は他で製造された制服の単なる販売に関してのみであり、これに対して各社で大きな差異があるとは認められず、販売対象は一般消費者である当該校に入学予定の生徒及び保護者（以下「生徒等」という。）であり、販売店選定における提案内容その他販売方法も生徒等が当該校の制服を注文・購入する際には知る（＝公になる）ため、処分庁が非公開としたところで生徒等を通じて入手可能な情報であり、これを公開しないことは他にやましい事実が隠されているのではないかと疑念を抱かざるを得ず、処分庁の弁明は不当かつ違法である。

更に、処分庁は条例第8条第1項第4号に該当することも考えられるとも弁明しているが、公開しないことは特定の企業に有利となるように不適切な便宜を図っているのではないかと疑念が払拭できず、むしろ公開しないことが公正な競争を阻害しているとも考えられる。

イ 今回の審査請求は、令和4年に当該校で行われた制服販売・製造業者の選定（公募）において、その選定過程に疑義が生じたため請求に至ったものであり、当該校の一部の教職員が今回最終決定に至った販売業者（以下「決定業者」という。）と公募の通知前から頻繁に面会していたことや、当該校が従前の製造業者との協定解除後も令和4年までに入学した在校生徒の制服等については、令和7年3月31日までは従前の業者において追加購入等のアフターサービスができるとの覚書を作成させておきながら、あたかも決定業者のみで追加購入するように変更されたと生徒等に誤認させるようなチラシ（決定業者作成）を学校内において生徒に配布するなど、決定業者のみに特別な便宜を図る行動が続いている。このチラシについて、審査請求人は当該校の複数の保護者からの情報及び苦情により知ったが、その真偽を確かめるべく審査請求人は当該校に対して生徒への配布物に関して開示請求を行ったところ、当初は不存在として開示されなかった。このため、その処分に対する不服として審査請求を行ったところ、開示漏れがあったとして第〇〇号（令和〇年〇月〇日）で追加開示された。この顛末について、担当課である〇〇課〇〇グループに問い合わせたところ、当該校においてミスがあったとのことであったが、これは決してミスではなく、当該校が決定業者と親密な関係にあることの発覚を恐れて、それを隠蔽するために意図的に行った疑いがある。

ウ 当該校は、従前の制服製造販売業者との協定を令和4年2月に締結しておきながら、解除事由に該当しないこじつけや言いがかりとも言える極めて不当な理由により、僅か3ヶ月後の令和4年5月に強制的に解除するなど、常識的に不可解な行動が続いていた。また、その後の新たな業者選定の過程においても、決定業者のみが公募の周知以前から公募を知っていたかのような行動をしており、更には公募を周知する当該校の通知文書にも予め決定業者を示唆するような文言があったり、当該校の一部の教職員から決定業者のみを賞賛するような発言があったり、公募前から内々に決定業者に決定されることが決まっていた形式だけの公募であったことが推察される。

このため、審査請求人としては当該校の公募における評価が正当なものではなく歪曲されたものであると考えており、当該校が率先して公正な競争の原理を阻害している疑いがあることから開示を求めているため、条例第8条の適用は不当かつ不法であり、公開しないことは府民の利益を大きく損なうことになる。

## (2) 結論

当該校の一部の教職員が決定業者に対して特別な便宜を図っていたことは明白な事実であり、当該校と決定業者との間において不適切な関係が疑われることから、公募における評価の正当性は既に崩れており、かつ条例の部分公開決定の事由に該当しないため、弁明は不当かつ違法である。また、この処分庁の弁明は、当該校と共同して不正行為を隠蔽しようとしており、極めて遺憾である。

真に当該校及び処分庁において不正又は不当な行為の隠蔽がないと言えるのであれば、正々堂々と公開すべきである。

## 3 口頭意見陳述における主張

実施機関は条例第8条第1項第1号で競争上の地位を理由に評価内容及び評価点を非公開としているが、制服販売業者は大手メーカーが製造した制服を販売するだけなので、秘密にするようなノウハウはなく、各販売業者がウェブサイトで公開しているような内容に過ぎないため、非公開とするのは妥当ではない。

実施機関が非公開としたのは、選定された業者との癒着を隠したいため、不正を隠蔽する目的ではないかと考えられる。現に、本件請求にかかる業者選定でも、業者の一つが協定解除に至る経緯に納得できないことを理由に辞退している。また、選定された業者は品質の劣る商品を従来よりも高額に販売するようになり、消費者にも大きな不利益が生じている。この業者は当該校からも距離があり、生徒の利便性を考えても、なぜこのような学校から遠い業者が選定されたのか理解できない。そもそも、販売業者の選定は近隣府県では入札で行うことが多く、一つの業者に絞ることが特殊な対応である。選定では販売価格の話は全く無かった。

このような事態となっているにも関わらず、実施機関の対応は杜撰であり、関係する教職員に口頭で注意を行っただけである。

消費者への不利益も生じていることを鑑みると、仮に条例第8条第1項第1号による非公開事由が認められた場合であっても、公益上の理由があると考えられるため、条例

第11条により公開すべきと考える。

#### 第四 実施機関の主張要旨

##### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

##### 2 弁明の理由

対象行政文書における「制服販売業者選定の評価点集計表」の非公開部分について、「公開しない理由」に適用したのは条例第8条第1項1号であり、審査請求人が挙げている第9条第1号ではない。

本件における非公開部分には、各社のプレゼンにおける評価内容及び評価点が記載されている。ここで、評価内容の部分は、「各社の提案内容」及びそれに対する「学校側の事実の評価」により構成されている。

このうち、「各社の提案内容」については、企業がコンペにおいて選定を受けるため、自社の優位性を提供可能なサービスを通じて当事者間で示すものであり、公にされている類の情報ではない。従ってこれが公開されることとなると、自社の営業手法その他他社に対し公開しない営業上のノウハウが公のものとなり、公正な競争の原理を侵害することとなる。

このように、公正な競争の原理を侵害することにより、今後、学校が主催するコンペに対して、参加企業の理解、協力を得ることが著しく困難となること（条例第8条第1項第4号に該当）についても併せて考えられるものである。

##### 3 実施機関説明における主張

本件請求について、制服は学校指定物品に該当することから、原則、競争により業者を選定することとなっており、当該学校において販売業者の選定が行われたものである。

審査請求人は、評価項目の内容に関する事項は、各業者のウェブサイト等で知り得る情報等と主張するが、結果的に部分的に重なる可能性はあるものの、各業者が選定のために準備した内容について評価するものであり、全てがウェブサイトで公開されている内容ではない。

また、弁明書でも触れたように、評価内容が一般に公開されることとなった場合、各業者が選定のために準備した営業上のノウハウが明らかになることに抵抗を感じ、選定への参加を見送る等、学校における制服販売業者の選定事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。以上の理由により、本件決定は妥当である。

##### 4 理由書による主張

弁明書でも主張したとおり、評価内容及び評価点を公にすることによって、公正な競争の原理を侵害することにより、今後、学校が主催するコンペに対して、参加企業の理解、協力を得ることが著しく困難となることが予想され、学校における制服業者の選定事務の目的が達成できなくなるとともに、当該事務の公正かつ適正な事務の執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第1号と併せて同項第4号の規定に基づき、評価内容及び

評価点について非公開とすることが妥当である。

## 第五 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

### 2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、本件対象文書の評価項目に関する事項は、条例第8条第1項第1号に該当しないと主張していることから、以下、同号の該当性について検討する。

#### (1) 条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

ア 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（以下「要件1」という。）であって、

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（以下「要件2」という。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念で捉えられないものを

いうものである。

「競争上の地位その他正当な利益を害する」と認められる情報に該当するかどうかは、当該情報の内容のみでなく、事業者の性格、事業活動における当該情報の位置づけ等にも十分留意しつつ、慎重に判断する必要がある。

また、該当すると認められるためには、単に当該情報が通常他人に知られたくないというだけでは足りず、当該情報が開示されることによって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが客観的に認められることを要するというべきであり、上記認定は、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要であると解するのが相当である。

## (2) 条例第8条第1項第1号該当性について

本件対象文書は、当該校における制服販売業者の選定にかかる評価点集計表であるため、業者の事業に関する情報であることから、要件1に該当することは当然であるため、次に要件2について検討する。

### ア 評価内容について

当審査会にて見分したところ、この欄では、各審査員が具体的な提案内容について言及した上で、各審査員による評価が記載されている。他の業者との差別化を図るべく、業者が提案した独自のノウハウや工夫について触れられており、事業者が選定されるために、事業者の独自性や創意工夫を凝らして記載された企画提案が記載されているなど、選定のために準備した内容も多く含まれると考えられる。この点において、実施機関が主張するとおり、業者の営業手法や営業上のノウハウが公のものとなり、公正な競争の原理を侵害するおそれがあるといえる。

しかしながら、審査請求人が主張するように、各社のウェブサイトで公開されている内容も含まれており、その内容は、各業者がPRなどのため自主的に公表したものと考えられ、何人でも当該情報を知り得ることから、非公開とすることは妥当ではない。これらの情報は、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められないため、要件2には該当せず、公開するべきである。

### イ 評価点について

この欄では、各項目についての点数が記載されているところ、各業者においてどの項目が優れており、どの項目が劣っているかが示されており、間接的に各業者によって強みのあるサービスや、得意でないサービスが推測される情報ではあるものの、各業者に関する具体的な販売方法等のノウハウや営業上の秘密に関する記載はなく、実施機関が主張するような、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められない。

以上のとおり、要件2には該当しないため、評価点について公開するべきである。

## (3) 条例第8条第1項第4号について

府の機関又は国等の機関が行う反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が

達成できなくなり、又は 公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものがある。

本号は、

- ・府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって（以下「要件3」という。））、
- ・公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの（以下「要件4」という。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

要件3の「国等の機関」とは、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体のすべての機関をいうところ、実施法人は地方独立行政法人に該当することから、実施法人は、国等の機関に含まれることとなる。

#### (4) 条例第8条第1項第4号の該当性について

本件対象文書は、当該校における制服販売業者の選定にかかる評価点集計表であるため、府の機関が行う事務に関する情報であることから、要件3に該当することは当然であるため、次に要件4について検討する。

##### ア 評価内容について

当審査会にて見分したところ、この欄では、各審査員による率直な意見が記載されているところ、中には各業者の提案内容に対する厳しい意見や批判的な内容も含まれている。実施機関が主張するように、各審査員の氏名は公開されていないものの、これらの内容が公にされることが前提となると、外部からの批判を避けるために、各審査員が率直に意見を述べることを躊躇する等、公正な業者選定の業務に支障が生じるおそれがあるといえる。

しかしながら、これらの評価内容の中には、肯定的な内容も含むものの一般的な記述に留まるものや、特に批判的でも厳しい内容でもない、無難なコメントに終始しているようなもの等、個人の意見や評価が明らかに示されているとはいえない内容も含まれている。このような記載が公開されることで、公正な業者選定の業務に支障が生じるおそれがあるとまではいえず、一律に非公開とすることは妥当ではない。

以上より、個人の意見や評価が明らかに示されているとはいえない内容については、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとは認められないため、要件4には該当せず、公開するべきである。

#### (5) 条例第11条の該当性について

審査請求人は、仮に条例第8条第1項第1号による非公開事由が認められた場合であっても、「制服販売業者選定の評価点集計表」における評価内容及び評価点を公開することは、公益上の理由があると考えられるため、条例第11条により公開すべ

きと主張する。

この点、評価点について、条例上の非公開事由に該当しないことは既に述べたとおりだが、評価内容について、2（2）ア及び（4）アで公開すべきとした部分以外の部分については、条例第8条第1項第1号及び同項第4号に定める個々の適用除外事項の規定によって保護される利益を上回るだけの公益上の必要性があるとは解されず、条例第11条に規定する公益上の理由による公開をすべきものとは認められない。

### 3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮